

事 件 概 要

- 1 事 件 名 令和5年(ワ)第37号
損害賠償請求事件
- 2 原 告 葉山町民 1名
- 3 被 告 葉山町(代表者 町長 山梨 崇仁)
- 4 提訴年月日 令和5年2月16日
(令和5年3月1日葉山町收受)

5 概 要

(1) 請求の趣旨

- ア 元消防団員の原告が町に対し慰謝料として損害賠償を求めるもの。
- イ 損害賠償請求額は、慰謝料300万円、弁護士費用30万円の合計330万円とこれに対する訴状到達日の翌日から支払済みまで年3分の割合による支払を求めるもの。
- ウ 訴訟費用は被告らの負担とする。

(2) 事案の概要

- 次に掲げる内容による慰謝料を求めるもの。
- ア 元消防団長が元消防団員の原告に対し活動休止を命令したこと。
- イ 元消防団長が元消防団員の原告に対し暴言等を行ったこと。
- ウ 消防団員が原告に対し仕事をキャンセルして取引を拒否したこと。
- エ 町長がこれらを防止しなかったこと。
- オ 元消防長が町長と原告の面談を元消防団長に漏洩したこと。
- カ 原告の消防団への再入団を拒否したこと。

(3) 訴訟の経過

- R5.2.16 訴状が横浜地方裁判所に提出される。
- R5.3.1 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達される。
- R5.4.19 第1回口頭弁論(答弁書提出期限はR5.4.12)